

富士宮市介護予防・日常生活支援総合事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領で使用する用語の意義は、法、政令及び省令で使用する用語の例による。

(実施事業)

第3条 市は、総合事業として次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 第1号事業のうち、次に掲げる事業

ア 介護予防訪問介護相当サービス 第1号訪問事業のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するサービスをいう。

イ 訪問型サービスA 第1号訪問事業のうち、旧法に規定する介護予防訪問介護を緩和した基準により実施するサービスをいう。

ウ 訪問型サービスC 第1号訪問事業のうち、保健及び医療の専門職により居宅において提供される支援で、おおむね3か月から6か月までの期間の範囲で実施するサービスをいう。

エ 介護予防通所介護相当サービス 第1号通所事業のうち、旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するサービスをいう。

オ 通所型サービスA 第1号通所事業のうち、旧法に規定する介護予防通所介護を緩和した基準により実施するサービスをいう。

カ 通所型サービスC 第1号通所事業のうち、保健及び医療の専

門職により通所の場において提供される支援で、おおむね3か月から6か月までの期間の範囲で実施するサービスをいう。

キ 第1号介護予防支援事業

(2) 法第115条の45第1項第2号に規定する事業として、次に掲げる事業

ア 介護予防把握事業 地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる事業をいう。

イ 介護予防普及啓発事業 介護予防活動の普及及び啓発を行う事業をいう。

ウ 地域介護予防活動支援事業 地域における住民主体の介護予防活動の育成又は支援を行う事業をいう。

エ 地域リハビリテーション活動支援事業 地域における介護予防の取組の機能を強化するために、第1号事業を行う事業者、地域ケア会議（法第115条の48第1項に規定する会議をいう。）等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する事業をいう。

オ 一般介護予防事業評価事業 市の介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等の検証を行い、アからエまでに規定する事業の事業評価を行う事業をいう。

（第1号事業支給費の支給）

第4条 法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費の額は、別表第1に定める単位数に第6条に規定するサービス区分の1単位の単価を乗じて得た額とする。

（第1号介護予防支援事業に要する第1号事業支給費の額）

第5条 第1号介護予防支援事業に要する第1号事業支給費の額は、別表第2に定める単位数に次条に規定するサービス区分の1単位の単価を乗じて得た額とする。

（1単位の単価）

第6条 前2条に定めるサービス区分の1単位の単価は、それぞれ次に掲げる額とする。

- (1) 第1号訪問事業 10.21円
- (2) 第1号通所事業 10.14円
- (3) 第1号介護予防支援事業 10.21円

(端数処理)

第7条 費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

(第1号事業費支給割合)

第8条 第4条に定める第1号事業費支給割合は、それぞれ次に掲げる割合とする。

- (1) 第1号訪問事業及び第1号通所事業 100分の90
- (2) 第1号介護予防支援事業 100分の100

2 法第59条の2第1項に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者又は事業対象者に係る第1号事業支給費については、同号中「100分の90」とあるのは「100分の80」とし、同条第2項の規定を適用する場合においては、同号中「100分の90」とあるのは「100分の70」とする。

(支給限度額)

第9条 居宅要支援被保険者が第1号事業（法第115条の47第4項の規定により総合事業の実施を委託する場合及び第1号介護予防支援事業を除く。以下第11条まで同じ。）を利用する場合の第1号事業支給費の支給限度額は、法第55条第1項の規定の例により算定した額とする。

2 事業対象者（省令第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に掲げる様式第1（以下「基本チェックリスト」という。）の記入内容が同基準様式第2に掲げるいずれかの基準に該当した者をいう。以下同じ。）が第1号事業を利用する場合の第1号事業支給費の支給限度額は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額（平成12年厚生省告示第33号。以下「支給限

度基準額」という。)第2号イに規定する単位数により算定した額とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、支給限度基準額第2号ロに規定する単位数により算定した額とすることができる。

(高額介護予防サービス費等相当事業)

第10条 市長は、第1号事業において、法第61条に規定する高額介護予防サービス費及び法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費の支給に相当する額を支給するものとする。

2 高額介護予防サービス費等相当事業の利用者負担段階及び負担限度額等については、法第61条及び法第61条の2に定める規定を準用する。

(給付制限)

第11条 法第66条から第69条までの規定は、第1号事業について準用する。

(受託者の遵守事項)

第12条 法第115条の47第4項の規定に基づき市長が総合事業を委託する場合は、受託者は、省令第140条の69各号に掲げる基準を遵守しなければならない。

(第1号事業の利用の手続)

第13条 居宅要支援被保険者又は事業対象者は、第1号事業を利用しようとする場合(介護予防サービスと併せて利用する場合を含む。)は、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書(第1号様式)により、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出をした者のうち、事業対象者に該当する者に対しては、当該者が事業対象者である旨、被保険者証に基本チェックリストによる確認の実施日等を記載し、これを返付するものとする。

3 第1項の届出は、居宅要支援被保険者又は事業対象者に代わって、当該者に対して第1号介護予防支援事業を行う地域包括支援センターが行うことができる。

(委託事業の利用の手続)

第14条 市長が法第115条の47第4項の規定により総合事業の実

施を委託する場合（第1号介護予防支援事業を除く。）における居宅要
支援被保険者又は事業対象者が当該事業を利用する場合の手続につい
ては、別に定める。

（指導及び監査）

第15条 市長は、総合事業の適切かつ有効な実施のため、総合事業を
実施する者に対して、指導及び監査を行うものとする。

（その他）

第16条 この要領に規定するもののほか、総合事業の実施に関し必要
な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

第 1 号訪問事業及び第 1 号通所事業支給費単位数表

サービス内容		対象者	算定項目	単位数
第 1 号訪問事業	介護予防訪問介護相当サービス(1月につき)	事業対象者・要支援 1・2	訪問型サービス費Ⅰ (週 1 回程度の訪問)	1,176 単位
			訪問型サービス費Ⅱ (週 2 回程度の訪問)	2,349 単位
		事業対象者・要支援 2	訪問型サービス費Ⅲ (週 2 回を超える程度の訪問)	3,727 単位
			注 1 加算及び減算については、令和 3 年厚生労働省告示第 7 2 号の規定の例による。 注 2 令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 9 月 3 0 日までの間は、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。	
訪問型サービス A (1 月につき)	事業対象者・要支援 1・2	週 1 回程度の訪問	823 単位	
		週 2 回程度の訪問	1,644 単位	
		週 2 回を超える程度の訪問	2,609 単位	
			注 1 利用者に対して、指定事業所の従事者が別に定める基準に規定する訪問型サービス A を行った場合に算定する。 注 2 生活援助及び自立生活支援のための見守りの援助とし、1 回 4 5 分程度とする。 注 3 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に 90/100 を乗じる。 注 4 令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 9 月 3 0 日までの間は、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。	

第1号通所事業	介護予防 通所介護 相当サービス (1月につき)	事業対象者・ 要支援1	通所型サービス費1	1,672単位
		事業対象者・ 要支援2	通所型サービス費2	3,428単位
		注1 加算及び減算については、令和3年厚生労働省告示第72号の規定の例による。 注2 令和3年4月1日から令和3年9月30日までの間は、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。		
	通所型サ ービスA (1月に つき)	事業対象者・ 要支援1	週1回程度の通所	1,170単位
		事業対象者・ 要支援2	週2回程度の通所	2,400単位
		注1 利用者に対して、指定事業所の従事者が別に定める基準に規定する通所型サービスAを行った場合に算定する。 注2 1回3時間以上とする。 注3 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合は、それぞれ以下のとおり減算する。 ア 263単位 イ 526単位 注4 令和3年4月1日から令和3年9月30日までの間は、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。		

別表第2（第5条関係）

第1号介護予防支援事業支給費単位数表

サービス内容	算定項目	単位数
介護予防ケアマネジメントA（原則的なケアマネジメント）	介護予防ケアマネジメントA費（1月につき） 注 介護予防ケアマネジメントA費は、利用者に対して介護予防ケアマネジメントA支援を行い、かつ、月の末日において別に定める基準の規定に基づき所定の文書を提出している介護予防ケアマネジメント事業者について、所定単位数を算定する。	438 単位
介護予防ケアマネジメントB（簡略化したケアマネジメント）	介護予防ケアマネジメントB費（1月につき） 注 介護予防ケアマネジメントB費は、利用者に対して介護予防ケアマネジメントB支援を行い、かつ、月の末日において別に定める基準の規定に基づき所定の文書を提出している介護予防ケアマネジメント事業者について、所定単位数を算定する。	307 単位
注1 加算については、令和3年厚生労働省告示第72号の規定の例による。 注2 令和3年4月1日から令和3年9月30日までの間は、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。		

第1号様式（第13条関係）

介護予防サービス計画作成・介護予防
ケアマネジメント依頼（変更）届出書

		区 分	
		新規・変更	
被 保 険 者 氏 名		被 保 険 者 番 号	
フリガナ			

		生 年 月 日	性 別
		明・大・昭 年 月 日	男・女
介護予防サービス計画作成を依頼（変更）する介護予防支援事業者 介護予防ケアマネジメントを依頼（変更）する地域包括支援センター			
介護予防支援事業所名 地域包括支援センター	介護予防支援事業所の所在地 地域包括支援センターの所在地	〒	
		電話番号（ ）	
介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業者 ※居宅介護支援事業者が介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを受託する 場合のみ記入してください。			
居宅介護支援事業所名	居宅介護支援事業所の所在地	〒	
		電話番号（ ）	
介護予防支援事業所若しくは地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所を 変更する場合の理由等			
※変更する場合のみ記入してください。			
変更年月日 (年 月 日付)			
富士宮市長 上記の介護予防支援事業者（地域包括支援センター）に介護予防サ ービス計画作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼することを 届け出します。			
年 月 日			
住所			
被 保 険 者			
氏 名			
電話番号（ ）			
確認欄	<input type="checkbox"/> 被保険者資格 <input type="checkbox"/> 届出の重複 <input type="checkbox"/> 介護予防支援事業者事業所（地域包括支援センター）番号		

- (注) 1 この届出書は、介護予防サービス計画作成又は介護予防ケアマネジメント
を依頼する事業所等が決まり次第速やかに富士宮市へ提出してください。
- 2 介護予防サービス計画作成若しくは介護予防ケアマネジメントを依頼す
る介護予防支援事業所（地域包括支援センター）又は介護予防支援若しくは介
護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業所を変更するときは、変
更年月日を記入のうえ、必ず富士宮市に届け出てください。届け出のない場合、
サービスに係る費用を一旦、全額自己負担していただくことがあります。
- 3 住所地特例の対象施設に入居中の場合は、その施設の住所地の市町村の窓口
へ提出してください。